

(平成23年3月16日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認富山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

厚生年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 3 件

第1 委員会の結論

申立人のA社B事業所における資格取得日は昭和29年2月1日、資格喪失日は30年1月2日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和29年2月から同年4月までは8,000円、同年5月から同年12月までは1万8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年2月1日から30年1月2日まで

昭和29年2月にA社C事業所から同社B事業所に異動し、同社B事業所で約1年間勤務したのに、この間の厚生年金保険被保険者記録が無いことに納得できない。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の厚生年金保険被保険者記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された人事記録により、申立人は、申立期間において、同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録では、申立期間における申立人の厚生年金保険被保険者記録は確認できないものの、A社B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（マイクロフィルム）には、申立人と同姓同名で、生年月日及び厚生年金保険手帳記号番号が一致する被保険者記録（昭和29年2月1日取得、30年1月2日喪失）が確認できる。

さらに、申立期間当時、A社B事業所で勤務していた同僚（1人）は、申立人がC事業所からB事業所に異動し、B事業所で勤務していたことを覚えている旨証言している。

これらを総合的に判断すると、調査の過程で確認された当該被保険者記録は、申立人の記録であると認められ、事業主は、申立人が昭和29年2月1日

に被保険者資格を取得し、30年1月2日に喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、上記の健康保険厚生年金保険被保険者名簿（マイクロフィルム）に記載された記録から、昭和29年2月から同年4月までは8,000円、同年5月から同年12月までは1万8,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年4月から61年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年4月から61年12月まで

申立期間当時はA市B区に住んでおり、母親が同区役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていた。

ねんきん定期便をみると、申立期間の国民年金保険料が未納となっているが、母親は間違いなく納付したと言っているので、納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、大学生であった昭和54年頃に、その母親が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は平成元年2月以降に払い出されたと推認でき、この時点では、時効により申立期間の国民年金保険料を納付することはできない上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の母親は、「申立人の国民年金の加入手続を行ったのは昭和50年代だったと思う。」と回答しているものの、加入手続の時期及び国民年金保険料の納付金額等については明確には覚えていない。

さらに、申立期間については、申立人の父母も未納となっている。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを確認できる関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

富山厚生年金 事案 717

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 4 月 30 日から同年 5 月 1 日まで
② 昭和 60 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで

昭和 45 年 11 月に A 社へ入社し、46 年 4 月末まで勤務したのに、厚生年金保険の資格喪失日が同年 4 月 30 日となっている。

また、昭和 47 年 8 月に B 社へ入社し、60 年 3 月末まで勤務したのに、厚生年金保険の資格喪失日が同年 3 月 31 日となっている。

申立期間①及び②についても、A 社及び B 社に勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A 社は既に廃業している上、当時の事業主及び社会保険事務の担当者も既に死亡しており、連絡先が判明した同僚 4 人のうち、2 人から申立人のことを覚えている旨の回答を得られたものの、申立人の退職日及び退職月に係る厚生年金保険の取扱いについては証言を得られない。

また、申立人の資格喪失日の前後 3 年間に A 社において厚生年金保険被保険者資格を喪失した 12 人のうち、月初に資格喪失している者が 3 人いるものの、月末に資格喪失している者も 4 人いることから、申立人の資格喪失日が月末（昭和 46 年 4 月 30 日）となっていることに不自然さはいかたがえない。

申立期間②については、B 社は既に廃業している上、当時の事業主も既に死亡しており、当時の社会保険事務の担当者及び同僚からも、申立人の退職日及び退職月に係る厚生年金保険の取扱いについて証言を得られない。

また、雇用保険の記録により、申立人は、昭和 60 年 3 月 30 日に B 社を離職していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①及び②における勤務実態及び厚生年金保険

料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

富山厚生年金 事案 718

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 52 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 6 月 1 日から 18 年 5 月 30 日まで
A社に勤務していた期間の標準報酬月額については、実際の給与支給額よりも低く記録されているので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書及びA社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間においてオンライン記録の標準報酬月額を上回る給与を支給されていたことが確認できる。

しかし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになるところ、給与明細書及び賃金台帳に記載されている保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

また、A社から提出された「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」により、事業主は、オンライン記録の標準報酬月額を申立人の標準報酬月額として社会保険事務所（当時）に届け出ていることが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年9月から同年11月まで
② 昭和31年1月から同年4月まで

昭和30年9月から同年11月までA社B工場（現在は、C社）に、31年1月から同年4月までD社E工場（現在は、F社）に勤務していたのに、この間の厚生年金保険被保険者記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、C社は、当時の人事記録等の資料を保管していないため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除については不明と回答しており、A社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から連絡先が判明した当時の同僚二人に照会しても、申立人の勤務実態及び当時の厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

また、上記の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間において申立人の氏名は無く、整理番号に欠番も無い。

申立期間②については、F社は、「当時の健康保険厚生年金保険の被保険者台帳を保管しているが、当該台帳の中に申立人の氏名は確認できない。」と回答している。

また、F社は、上記の被保険者台帳以外には当時の資料を保管していないため、申立人の勤務実態については不明と回答しており、D社E工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から連絡先が判明した当時の同僚二人に照会しても、申立人のことを覚えておらず、当該期間における申立人の勤務実態及び当時の厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

さらに、上記の同僚の一人は、「自分の年金記録をみると、入社後、約6か月経過してから厚生年金保険被保険者となっていることから、当時は試用

期間があったと思う。」と回答しており、D社E工場では、入社後、一定期間が経過してから厚生年金保険に加入させる取扱いであった状況がうかがえる。

加えて、上記の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間において申立人の氏名は無く、整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間①及び②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。